

なにわ橋

通信

第1号
2013年
12月発行



発行：弁護士法人なにわ橋法律事務所
〒530-0047

大阪市北区西天満1丁目2番5号大阪JAビル12階

電話：06-6364-0241 / FAX：06-6364-4800

ホームページアドレス：<http://www.naniwabashi.com>

『民法(債権法)改正の現況』

弁護士 北野了考

なにわ橋法律事務所は、創設者である津田勅が大正4年(1915年)に老松町(現在の西天満)で法律事務所を開業してから間もなく100周年を迎えます。現在の民法は、なにわ橋法律事務所の開業より約20年さかのぼる明治29年(1896年)に制定され、明治31年(1898年)に施行されましたが、その後は終戦を機に親族相続編が改正されたことを除き、大きな改正もなく現在に至っています。そのため、平成21年(2009年)の法務大臣の諮問を契機に法制審議会において債権法を中心とする改正作業が行われていることは、ご存じの方も多いと存じます。

改正の理由として、①契約ルールの明確性、透明性を向上させて分かりやすい民法にする(確立した判例法理を明文化する、不明確な規定を見直す)、②現代化に対応する(制定以来120年弱の間の社会経済の変化に対応させる)、③グローバル化に対応する、等が挙がっています。これに対し、私法の基本法たる民法の見直しは国民生活や事業活動に多大な影響を及ぼすのに、法律実務や取引社会においてルールを変更するだけの社会的必要性(立法事実)が認められないとか、民法学者(研究者)や法務省関係者を中心に構成された委員会が公表した改正の方針内容が学術的色彩に偏し、理念先行で手続的にも公平さを欠く等として、改正に反対する意見が根強いのも実情です。

しかしながら、上記反対意見を踏まえたものか、現在、法制審議会において審議されている改正内容は、当初に比べ上記改正理由の①と関連するものに絞り込まれた感があります。

したがって、近い将来に民法(債権法)が改正されるのは必至であり、国民生活や事業活動にも多大な影響を及ぼすと思われます。絞り込まれたとはいえ改正内容は多岐にわたっていますが紙幅

の関係上、一般に関心が高いと思われる保証人保護の方策、消滅時効、法定利率に係る事項のほか、今後のスケジュールについて簡単に紹介したいと思います。

1. 保証人保護の方策

個人保証については、保証の危険を認識していない保証人が忘れた頃に予期せぬ多額の保証債務の履行を求められ、生活基盤の破綻に追い込まれる深刻な事態が後を絶たないといった実情に鑑み、本年3月に公表された「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」(以下「中間試案」といいます)では、①債務者が事業者である貸金等を主たる債務とする保証債務については、保証人が主たる債務者のいわゆる「経営者」である場合を除いて、個人保証を無効とする、②事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結しようとする場合には、(主たる債務者から委託を受けた)保証人に対し、主たる債務者の信用状況等を説明しなければならず、これを怠った場合、保証人は保証契約を取り消すことができることの是非が検討されています。

上記①については、金融庁の監督指針が経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを



原則とする融資慣行を確立することを求めている等、人的保証に頼らない実務慣行が既に確立されつつある現状ですが、中間試案の内容だと主債務者が消費者である場合や貸金等債務以外の債務を主たる債務とする場合は依然として個人保証が許容されるため、個人保証人の保護として不十分であるとか、上記②の説明義務の対象となる信用状況の内容についても、主たる債務者の収入及び資産、主たる債務以外の負債の有無及び履行状況、担保権の設定状況、その他保証人となる者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事情を明確化すべきとの意見も主張されています。

2. 消滅時効

現行法では、例えば飲食店の飲食料に係る債権の時効期間は1年間といった様に職業別の短期消滅時効が規定されています（民法170条から174条）が、中間試案では、職業に応じた区分には合理性がないとしてこれを廃止すると共に、消滅時効における原則的な時効期間と起算点について、現行法の「権利を行使することができる時」（民法166条1項）から10年間（同法167条1項）という時効期間を5年間に短縮する案や、「権利を行使することができる時」から10年間という時効期間を維持した上で「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」という起算点から3年ないし5年間という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するという案が検討されており、さらには、時効の中断事由についても規律（民法147条ほか）の見直しが検討されています。

時効期間については、単純化・統一化を図りつつ、従前より（結果的に）短期化することが指向されているといえます。

3. 法定利率

現行法（民法404条）は法定利率を年5%と定めていますが、中間試案では、市場金利との差が大きいことから変動制の利率を導入して、

法改正時の法定利率は年3%として以後、年1回、基準貸付利率（日本銀行法33条1項2号の貸付に係る基準となるべき貸付利率）の変動に応じた一定のルールに基づき改定することの是非が検討されています。変動制の利率を導入するにせよ、固定制を維持して利率を下げ

るにせよ、損害賠償額の算定にあたって中間利息の控除が問題となる場合（不法行為の被害者の将来の逸失利益を現在価値に換算する場合）には、現在の算定額と大きな差が生じるため、損害保険の実務にも多大な影響が及ぶことが想定されます。

法定利率が適用される場面として、不法行為による損害賠償請求権についての遅延損害金や不当利得に関する悪意の受益者（民法704条）に対する利息請求権（過払金等）を想定すると、市場で資金調達する場合の利率より法定利率の利率の方が高いほう（現行法）が公平に資するという意見もあり、また、変動制を導入すると利息計算が著しく煩雑になることも危惧されています。

4. 今後のスケジュール

本年3月に民法（債権関係）の改正に関する中間試案が公表され、同年4月から6月にかけてパブリックコメントの受付に付されました。改正時期に関する公式な見解は示されていませんが、中間試案に対するパブリックコメントを踏まえて平成26年7月ころまでに改正要綱仮案が取り纏められ、条文化作業と整備法の準備を経て平成27年2月ころ法務大臣に対し改正要綱案が答申されて、同年3月ころ改正法案が通常国会に上程されるのではないかとされています。改正法案が国会で可決成立してからの国民への周知期間が1年程度とすると、改正法の施行は平成28年以降になると思われます。改正動向については、今後も「なにわ橋通信」で適宜ご報告できればと思います。

以上



「消費税転嫁対策特別措置法」 について

弁護士 野中 徹也

1. はじめに

平成 25 年 10 月 1 日、消費税率が平成 26 年 4 月 1 日に現行の 5% から 8% に引き上げられることが決定いたしました。さらに、ご承知のとおり、平成 27 年 10 月にさらに 10% に引き上げられることが予定されています。

消費税率引上げの決定と併せて、平成 25 年 6 月 5 日に成立していた「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下、本法といえます。）が、10 月 1 日より施行されました。

以下、本法について、簡単に説明いたします。

2. 本法の概要

本法は、中小企業等が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買い叩きなどにより、消費税分の価格への転嫁（上乗せ）を拒否するのを禁止すること等を定めた法律です。

本法では、大きく以下の 4 つの事項が定められています。

- (1) 転嫁拒否等の行為の禁止
- (2) 転嫁を阻害する表示の是正
- (3) 総額表示義務の特例
- (4) 転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法適用除外

3. 転嫁拒否等の行為の禁止について

まず、大規模小売業者（年間売上高 100 億円以上または店舗面積 3,000㎡以上）や法人事業者が、商品・役務等の供給事業者（大規模小売業者以外の事業者に対する供給事業者は、個人事業主、法人格のない社団、資本金等の額が 3 億円以下である事業者に限る。）に対し、以下の行為をすることを禁止しています。

- ① 減額、買い叩き
- ② 商品購入、役務利用または利益提供の要請
- ③ 本体価格での交渉の拒否
- ④ 報復行為を行うこと

例えば、商品の対価から消費税率引上げ分の全部または一部の減額を求めること、リベート要求して実質的に税率引上げ分を対価から減じること、原材料費の低減等の状況の変化がないにもか

かわらず、税率引上げ分を上乗せした対価よりも低い価格を定めることは①の減額・買い叩きとして禁止されることとなります。



また、税率引上げ分を価格に上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に自社の商品の購入を要請したりすることや、取引先に消費税の転嫁の程度に応じて協賛金を要請したり、取引先に対して従業員の派遣又は増員を要請することは、②商品購入、役務利用または利益提供の要請として禁止されます。

また、③価格交渉を行う際、供給事業者から本体価格での交渉申出を受けた場合に、これを拒否することも禁止されます。例えば、本体価格と消費税を別々に記載した見積書等を買手が拒み、消費税額を加えた総額のみを記載した見積書を再度提出させる行為は、これに当たります。

さらに、本法では、前記①ないし③の禁止行為を行った事業者に対して公正取引委員会や中小企業庁などが報告徴収・立入検査や指導・勧告等を行うこととされていますが、④供給事業者が、公正取引委員会等に、違反の事実を通知したことを理由として、取引を停止したり、取引数量を減らしたりするなど不利益な取り扱いを行うことも禁止されます。ただし、前記①ないし③の行為は、例えば商品に瑕疵のある場合の減額要請や大量発注等によってコスト削減効果が生じている場合の対価への反映といった合理的理由のある場合には、認められます。

以上の規制は、商品や役務を供給する場合、相手方との力関係によっては、例えば、消費税率引上げ分を転嫁した価格での商品の供給を拒否され、供給事業者が実質的に値引きさせられること等を防止するためのものであり、独占禁止法上の優越的地位濫用規制に類似するものといえます。

4. 転嫁を阻害する表示の是正について

次に、本法では、事業者が次のような「消費税の転嫁を阻害する表示」をすることが禁止されています。

- ① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- ② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連

を明示しているもの

- ③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

例えば、「消費税はいただきません。」「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」「消費税はサービスします。」といった表示(①)、「消費税率上昇分値引きします。」「消費税還元セール」といった表示(②)、「消費税率の引き上げ分をポイント(またはキャッシュ)バックします。」といった表示(③)は、上記禁止の対象となります。

なお、例えば、ある商品を本体価格のみと称して売却したとしても、実際には、当該事業者は、売却価格を税込価格として算定した消費税相当額を課税されるのが原則であり、最終的に消費者が消費税を負担していることに変わりはありません。当該規制は、主に、消費者のこの点の誤認を防止することを目的とされているのです。したがって、たとえ、消費税率やその引上げ幅と一致するような値下げの表示であっても、表示全体から見て消費税との関連が明らかでなければ、禁止されるものではありません。

5. 総額表示義務の特例について

現在、消費税額の表示については、総額表示が義務付けられていますが、2段階で消費税率を引き上げることから、事業者の値札の貼替え等の事務負担に配慮して、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、税込価格を表示することを要しないこととされています。例えば、〇〇円(税抜)、〇〇円(本体価格)、〇〇円+税などといった表示をしておくことや、個々の商品の値札等では本体価格のみを記載し、店内表示等で「当店の価格は全て税抜となっております」などと一括して税抜価格であることを明示する方法も認められます。

6. 転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法適用除外について

本法では、事業者または事業者団体が公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁の方法の決定についての共同行為(転嫁カルテル)と消費税についての表示の方法の決定についての共同行為(表示カルテル)を、独占禁止法の適用対象から除外することとしています。

転嫁カルテルの例としては、それぞれ自主的に定める本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定や、消費税率引き上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について合理的な範囲で切り上げ・切り捨て・四捨五入等の処理する旨の決定が挙げられます。表示カルテルとは、例えば、税込価格と消費税額を並べて表示したり、個々の値札に税抜価格を表示した上で、+税と表示したりといったふうに、消費税率引上げ後の価格について、統一的な表示方法を用いる旨の決定をいいます。

但し、上記各カルテルは、参加事業者の3分の2以上が中小事業者でなければなりません。上記以外に、例えば、消費税率引上げ後の税抜価格や税込価格を統一する旨の決定は独占禁止法違反となります。前記独占禁止法の適用除外の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとなっています。また、適用除外の効果を受けるためには、公正取引委員会への届出が必須となります。

7. 最後に

以上、簡単に、消費税転嫁対策特別措置法について解説しましたが、現在、公正取引委員会、中小企業庁、財務省、消費者庁などが、ホームページに、各種ガイドラインやパンフレットなどを掲載していますので、詳細を確認するには、これらをお読み下さい。

事務職員一同	事務長	弁護士 小野和也	客員 弁護士 戸根住夫	弁護士 矢野智美	弁護士 野中徹也	弁護士 北野了考	弁護士 新井教正	代表社員 弁護士 津田尚廣	代表社員 弁護士 津田禎三
--------	-----	-------------	-------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------------	---------------------

弁護士法人
なにわ橋法律事務所

